

重要無線通信妨害申告の事例

1 携帯電話（電気通信事業用）に対する妨害の発生

「携帯電話が通話中に切断されてつながりにくい」という申告があり調査したところ、妨害電波が確認されました。

調査の結果、約 300m離れた社員寮の一室（研修室）に設置されていた不法の携帯電話抑止装置の電波が妨害源であることが判明しました。

携帯電話抑止装置は、劇場やコンサートホールなど携帯電話の使用が好ましくない場所で無線局の免許を受けて使用する必要があります。



2 国際遭難周波数（海上保安用）に対する妨害の発生

船舶の遭難呼出し用周波数（156.8メガヘルツ）の電波が出っぱなしとなっている船舶が瀬戸内海を航行し、海上保安部と他の船舶との通信が一部困難となりました。

この事例は、船舶局のマイクの故障又は取り扱い上の不注意によって発生することが多く、毎年、数件発生しています。

遠隔方位測定装置（デューラス）を使用して調査したところ、香川県の五色台沖を航行している船舶からの発射であることが判明しましたが、その直後、停波しました。

今回は大事に至りませんでした。不幸にも遭難船舶があった場合には重大な事故に発展することが想定される事例で、海上保安庁との連携で早急な妨害の排除に努めています。

